平成２３年（フ）第４８２号
奈良市都祁友田町1402番地
債務者　入江　　徹
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３６５号
佐賀県鳥栖市元町1237番地２　ロワールマンション鳥栖102
債務者　塩﨑　仁子（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
佐賀県佐賀市神園３丁目９番３号
債務者　志岐　昌幸
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
佐賀県武雄市武雄町大字永島15877番地１　コスモスコーポ201号、申立時の住所佐賀県神埼市神埼町竹1219番地９
債務者　納冨　和子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０号
青森県弘前市大字小比内３丁目９番地６
債務者　三上美留子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３号
青森県むつ市大畑町庚申堂23番地４
債務者　板垣　　豪
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０号
青森市原別４丁目７番１号
債務者　中村　重治
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
青森市原別４丁目７番１号
債務者　中村惠美子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
青森県つがる市柏下古川稲森68番地
債務者　小野　敏也
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２９６５号
愛知県あま市二ツ寺揚山188番地３
債務者　前川　優子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１号
山口県下松市旗岡２丁目８番２―402号
債務者　髙山　文枝
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１５号
山口県周南市相生町２丁目14番地
債務者　小林　良生
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１６号
山口県周南市相生町２丁目14番地
債務者　小林惠美子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第２９号
山口市天花２丁目11番３号　宮本アパート202
債務者　上村　廣子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０２７号
東京都足立区伊興１丁目16―43―101
債務者　夏山　　治
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０８９号
東京都足立区綾瀬２丁目28―11―806
債務者　鶴田　蔵人
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１５６号
東京都練馬区石神井町７丁目２―９―205
債務者　福井真理子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部